

原村農地賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された農地の賃借料（10aあたり）は下記のとおりです。

令和8年4月1日
原村農業委員会

1 田の部

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,800 円	10,000 円	2,300 円	101	18

2 畑の部（畑地かんがい施設あり）

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
18,600 円	30,000 円	9,300 円	86	6

3 畑の部（畑地かんがい施設なし）

平均額	最高額	最低額	集計筆数	除外筆数
4,900 円	8,300 円	1,800 円	56	10

※ 賃借料水準の計算に当たっては、賃借料情報の信頼性を高めるため、地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額と推測される賃借料（全賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるもの）を除いています。

（全国農業会議所 農地の賃借料情報提供の手引きより）

※ この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、双方で十分な協議をして賃借料を決定してください。

※ 双方で決めたことは、必ず守りましょう。